

2020 年度 10 月入学

東海大学大学院工学研究科

電気電子工学専攻

修士課程

国費外国人留学生優先配置

募集要項

I. 概要

東海大学大学院工学研究科電気電子工学専攻は日本政府文部科学省の「令和2年度『国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム』」に採択されました(2020年度より3年間)。日本政府文部科学省は日本政府奨学金により、東海大学大学院工学研究科において、電気電子工学に関する指導を受ける外国人留学生を、下記のとおり募集する。

記

募集プログラム名:「東南アジア諸国における自然エネルギー有効利用と電力伝送技術開発を担う技術者の育成」

募集専攻:工学研究科・電気電子工学専攻

募集人数:4名

II. 出願資格および条件

対象

1) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

なお、以下の重点地域からの外国人留学生を優先する。

ミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア

2) 年齢

原則として1998年10月1日以前に出生し、かつ1985年4月2日以降に出生した者。

上記年齢要件の例外は国籍国の制度・事情(兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等)により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情(経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等)は一切認めない。

3) 学歴

学校教育法第102条の規定により(1)~(3)の各号の一つに該当する者で、かつ(4)の要件を満たす者。

(1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び2020年9月までに卒業見込みの者。

(2)学校教育法施行規則第155条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者。

○学校教育法第104条第4項の規定により(大学改革支援・学位授与機構により)学士の学位を授与された者及び2020年9月までに授与される見込みの者。

- 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2020 年 9 月までに修了見込みの者。
 - 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2020 年 9 月までに修了見込みの者。
 - 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2020 年 9 月までに修了見込みの者。
 - 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2020 年 9 月までに授与される見込みの者。
 - 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了
- (3)学校教育法施行規則第 156 条の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は学校教育法第 104 条第 1 項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者。
- (4)合格通知後に指定された日までに必ず渡日できる者。

4) 語学能力

日本語または英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

① 日本語

- A) 正規課程への入学時点で日本語能力試験(JLPT)のレベル N2 以上に合格している者。
- B) 日本の大学院修士課程・博士課程(前期)又は博士課程(後期)への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。

② 英語

- A) 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。

5) 使用言語

授業および研究指導は、主として英語で行う。

6) 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

7) 渡日時期

原則として、2020 年 9 月 4 日(金)から 9 月 11 日(金)までの間に渡日可能な者。

8) 査証取得

原則として、渡日前に国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既にほかの在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性がある。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となる。

対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については本募集の対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。ただし研究留学生については、奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに 3 年以上の学業又は職務経歴がある者、又は最後に受給した日本政府（文部科学省）奨学金が日本語・日本文化研修留学生（帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みの者に限る。）、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者はこの限りではない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらなため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2020 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、新たに在留資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りではない。
- ⑥ 奨学金支給開始後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 申請時から日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者。
- ⑩ 博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。
- ⑪ 大学において専攻した分野又は関連した分野が電気電子工学以外の者。

その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促

進に努める者。

Ⅲ. 奨学金支給期間

原則として、2020年9月より2年間支給する。

※支給には一定の条件があります。

※渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を最低2,000米ドルほど用意すること。

Ⅳ. 奨学金・旅費

1) 奨学金

修士課程は月額144,000円支給する。なお、日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。本学を休学または長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

奨学金支給停止事項

次の場合には文部科学省奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 本学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学により標準修行年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金(用途が研究費として特定されている者を除く。)の支給を受けたとき。
- ⑧ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑨ 1年毎の各時点における学業成績係数が2.30を下回ったとき。

2) 旅費

① 渡日旅費

原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港(原則、国籍国内)から成田空港又は羽田空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡

日する者又は国籍国からの直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から成田空港又は羽田空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

原則として大学院工学研究科を修了した者に奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、成田空港又は羽田空港から留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港(原則、国籍国内)までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び奨学金支給停止の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合(例:日本での進学、就職)、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

V. 出願手続

1) 出願期間

2020年1月22日(水)~2020年2月14日(金)[締切日必着]

※本出願における日時を表示は日本標準時間とする。

2) 提出書類

下記の書類を2020年2月14日(金)締切日必着で提出先までに送付すること。なお、書類は日本語または英語で作成すること。日本語または英語でない証明書にはいずれかの訳を添付すること。

① 日本政府(文部科学省)留学生申請書

A4用紙に片面印刷し写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付すること。虚偽や記入漏れがあるときは失格とする。

② 日本政府(文部科学省)専攻分野及び研究計画

A4用紙に片面印刷すること。修士課程での研究計画を記載すること。

③ 写真2葉(上記①とは別途必要)

裏面に氏名(ブロック体)を明記してください。(最近3か月以内に撮影した正面上半身・脱帽で明瞭なもの。大きさは、縦4cm×横3cm、枠なし、白黒・カラーとも可。)

④ 出願資格に係わる最終学歴の成績証明書(原本)

レターヘッドを使用し厳封の上、割印または署名が必要。

⑤ 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績

レターヘッドを使用し厳封の上、割印または署名が必要。

- ⑥ 出願資格に係わる最終学歴の卒業(見込)証明書(原本)
卒業(修了)見込み等で受験し合格した者で、2020年9月末日までに大学院入学資格を取得できなかったものは合格取り消しとなり入学資格を失います。
- ⑦ 最終出身学長または研究科長の推薦書
本学大学長に宛てた英文の推薦書。学長または研究科長所属大学のレターヘッドを使用し厳封の上割印または署名が必要。
- ⑧ 語学能力証明書(写し)
日本語又は英語のいずれかの条件を満たす者。
日本語: 日本語能力試験(JLPT)のレベルN2以上に合格している者。
英語: 英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
2020年5月11日(月)までに原本の提出が必要。
- ⑨ パスポートの写し
有効期限内のパスポートの顔写真のあるページの写し。

3) 提出先

〒259-1292 日本国神奈川県平塚市北金目 4-1-1

東海大学 国際教育センター事務室 文部科学省奨学金係

4) 留意事項

- ① すべての書類がそろっていない場合は、受付けることはできません。
- ② 最終結果通知は2020年8月末(予定)。
- ③ 渡日後は各自、国民健康保険に加入することが必要。
- ④ 採用者に関する情報(氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先(住所、電話番号、E-mail アドレス))を、日本政府の実施する留学生事業(留学中の支援、留学修了者のフォローアップ、留学生制度の改善)に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報(生年月日及び連絡先を除く)は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために、公表する場合がある。
- ⑤ 過去に強制退去処分を受け、所定の渡日時期までに「留学」の査証発給ができない場合は採用取り消しとなる。
- ⑥ 奨学金留学生として採用された場合、東海大学国際方式入学試験を受験し合格する必要があります。本手続きについては別途ご連絡いたします。

VI. 個人情報の活用について

本学で取得した個人情報の利用方法は、以下のとおりとする。

○受験番号通知発送、入学選抜、合否通知発送、入学手続書類(誓約書・同意書)発送、在留資格管

理、入学許可書発送、入学に係る連絡および通知、学生証交付など、出願から入学までの一連の業務とそれらの各種連絡通知及び統計集計。

○入学後の修学(履修登録、名簿作成、学業成績等)学籍(学籍処理、証明書発行、学位記(卒業証書)発行等)、学生生活(奨学生選考、健康診断、各種登録申請、施設利用、在留手続等)、卒業後の進路に関する業務とそれらの各種連絡通知及び統計集計(本学における教育改善目的による利用を含む)。

※上記、一連の業務を外部に委託する場合は、委託業務運営が健全に行われていることを事前に確認し、機密保持の守秘義務を定めた契約を締結して適正に管理・監督いたします(統計処理にあたり、外部の個人情報を活用する、または本学が習得した個人情報を外部に委託し、統計集計を行うことも含む)。